

東海市告示第127号

次の都市計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、その旨を告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、次の場所において当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年8月25日

東海市長 花 田 勝 重

- 1 都市計画の種類及び名称
知多都市計画名和共和地区計画
- 2 縦覧場所
東海市中央町一丁目1番地
東海市役所都市建設部都市計画課（4階）